

「たばこの煙のないお店」申込時の留意事項

登録を希望するお店は、「終日禁煙をしている」ものであり、禁煙を実施していることを、利用者に対して周知しているお店とします。

具体事項等については、登録申込書（様式1）及び登録申込概要確認書（様式2）をご覧ください。

【申し込みに当たって】

- 1 ある一定時間のみ「禁煙」もしくは「完全分煙」にしている、同一の者が管理する建物の一部のみしか措置されていない、喫煙場所以外で喫煙されている場合などは、登録の対象となりません。
- 2 「屋内禁煙（建物全体）」で、屋外で喫煙できる場合には、屋外においても受動喫煙の防止が図られるよう配慮してください。喫煙場所を設ける場合は、周囲の建物の状況、利用者の動線、建物からの距離等、非喫煙者に配慮し、利用者に対して標示をしてください。（屋外の喫煙場所は、出入り口からの煙の流入を考慮し、出入り口から20m以上離すのが望ましい。）
- 3 「屋内禁煙（テナント等建物の一部）」の認定には、その入居している建物全体が管理している共用部分への対策までは求めませんが、当該建物の共用部分からテナント部分にたばこの煙や臭いが入らないよう対策をお願いします。